

16 スマートシティ スポーツ

1 東京 2020 大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進

1 国際スポーツ大会の誘致・開催への支援

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 スポーツ推進本部)

- (1) 国際スポーツ大会の誘致・開催に向け、国の有する知見の提供を行うとともに、大会実施に当たっての人的・財政的支援など、国として積極的な取組を行うこと。
- (2) 特に、パラスポーツの国際大会の開催に当たっては、パラスポーツが有する諸課題に対しても積極的な取組を行うこと。

<現状・課題>

国際スポーツ大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、スポーツの価値、感動や勇気を届ける大きな契機となる。また、年齢や国籍、性別及び障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しむ機会を創出し、世界に向けて日本の魅力を力強く発信する絶好の機会ともなる。さらに、それぞれのスポーツ施設の特性を生かし、多様な活用を推進していくことにもつながっていく。

東京 2020 大会や東京 2025 世界陸上、東京 2025 デフリンピックが良い事例であるが、東京における国際スポーツ大会の開催は、経済効果を始め、様々な効能やレガシーが東京のみならず日本全国に波及することから、国にとっても非常に有益である。国際社会における東京、ひいては日本のプレゼンス向上につながることから、大会の誘致・開催に向けては、国が財政面を含めた全面的な支援に取り組むべきである。

また、東京 2020 大会等を通じて、多くの都民・国民がパラスポーツの迫力・魅力を体感し、魅了された。都は、大会後、パラリンピックやデフリンピックの競技をはじめとする多様なパラスポーツを社会に根付かせるために様々な取組を重層的に展開しており、その一つとして今後も国際的なパラスポーツ大会が継続的に開催されていくことは重要である。しかしながら、こうしたパラスポーツに関しては、運営主体となる国内を統括する競技団体の財政基盤が弱いことなどから、国においても、人的・財政的支援のほか、パラスポーツが有する諸課題に対する積極的な取組を推進することが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国際スポーツ大会の誘致・開催に当たって、競技団体や開催自治体の負担を軽減し、大会準備・運営が滞りなく行われるよう、人的・財政的な支援を行うなど、積極的な取組を推進すること。

財政的な支援に当たっては、スポーツ振興くじ助成金や各種国庫補助負担金等の活用など、国による全面的な支援を行うこと。また、国所管施設における使用料の減免のほか、施設の弾力的運用を行うこと。

- (2) パラスポーツの国際大会の開催に当たっては、人的・財政的な支援を行うほか、競技団体の体制強化、選手の発掘・育成など、パラスポーツが有する諸課題に対しても積極的な取組を推進すること。

2 スポーツ施設の整備促進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 スポーツ推進本部)

- (1) 地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。
- (2) 地域スポーツセンター新改築・改造事業等について、新たに改修事業を補助対象とし、国庫補助率を引き上げること。
- (3) 広域的機能を持つ都道府県が整備すべきスポーツ施設の規模や機能を踏まえ、交付金交付要綱等に定める対象となる経費及び配分基礎額の算定方法について、算定要件の拡大及び緩和を図ること。

<現状・課題>

誰もがスポーツに親しめる社会を実現するために、スポーツ施設の果たす役割は大きい。国は、平成23年8月に施行したスポーツ基本法（平成23年法律第78号）において、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする等のため、スポーツ施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めなければならないとしている。令和4年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」において、ストックの適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る、という政策目標を掲げ、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」を実現する、としている。

一方、都は、令和7年3月に新たな、「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、都民が身近な場所でスポーツ活動が行えるよう、既存のスポーツ施設や東京2020大会の競技施設を適切に管理運営するとともに、暑さ対策など安全・安心なスポーツ環境の整備のため、区市町村のスポーツ施設整備を支援するとしている。また、令和7年3月に策定した「2050東京戦略 3か年のアクションプラン」においても、区市町村のスポーツの場を拡充する取組に対し支援するとしている。

こうした観点から、都は、区市町村と連携し、スポーツ振興の拠点となるスポーツ施設の整備促進を図っていく必要があるが、国によるスポーツ施設整備に関する財源及び補助制度は不十分である。

<具体的要求内容>

- (1) 国の策定したスポーツ基本法の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。

(2) スポーツ施設の整備とともに、既存スポーツ施設の有効活用を図るため、「学校施設環境改善交付金交付要綱」（令和8年4月13日付8文科施第49号）における地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター及び地域武道センターの新改築・改造事業の四事業について、新たに改修事業を補助対象とし、これに社会体育施設の耐震化事業及び社会体育施設の質的整備事業を加えた六事業について、国庫補助率を引き上げること。

なお、スポーツ施設の改修・改造については、平成22年度から独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」による助成対象事業として措置されたところであるが、安定的な財源の確保のためには、引き続き国の交付金対象事業とされることを要望する。

(3) スポーツ施設の整備については、地域の身近な生活圏を拠点とする施設と区市町村の行政区域を越えた広域的な地域を拠点とする施設を計画的に整備することで、都民はスポーツ施設をより効果的かつ効率的に利用することができる。

しかし、「学校施設環境改善交付金交付要綱」では、大規模なスポーツ大会開催や選手の競技力向上につながる規模・機能を有する施設整備に対する補助としては不十分である。

したがって、広域的な機能を有する都道府県が整備すべきスポーツ施設に対し、交付金要綱等に定める対象となる経費及び交付対象施設や交付対象面積などの配分基礎額の算定方法等の改善を図ること。

参 考

(1) 学校施設環境改善交付金交付要綱 (抄)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
22	地域スポーツセンター新改築、改造	一般の利用に供するための地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費	ア 新築又は改築 文部科学大臣が必要と認める面積に1㎡当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 改造 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1 / 3 (算定割合の特例) 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域スポーツセンターにあつては1 / 2
23	地域水泳プールの新改築	一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1㎡当たりの建築の単価を乗じたものとする。	ア 地域スイミングセンター 1 / 3 イ 浄水型水泳プール 1 / 2 (算定割合の特例) ア 地震特措法第4条の規定の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあつては1 / 2 イ 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域スイミングセンターにあつては1 / 2
24	地域屋外スポーツセンター新改築	一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1㎡当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1 / 3 (算定割合の特例) 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域屋外スポーツセンターにあつては1 / 2

25	地域武道センター新改築	一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築に要する経費	ア 地域武道センター(柔・剣道場) 文部科学大臣が必要と認める面積に1㎡当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 地域武道センター(弓道場) 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1 / 3 (算定割合の特例) 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域武道センターにあつては1 / 2
26	社会体育施設の耐震化	社会体育施設の耐震化に要する経費	ア 構造体の耐震化 補強を要する施設の面積に1㎡当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 建築非構造部材の耐震対策等 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1 / 3
27	社会体育施設の質的整備事業	社会体育施設における次に掲げる質的整備に要する経費 ア 内部環境改善工事 イ 空調整備工事	文部科学大臣が必要と認める面積等に1㎡当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1 / 3 (算定割合の特例) 令和8年度から令和12年度までの間における空調整備工事 (新設するものに限る。)にあつては1 / 2
34	太陽光発電等の整備に関する事業	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、特別支援学校、共同調理場並びに社会体育	文部科学大臣が必要と認める面積等に1㎡当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1 / 3 (算定割合の特例) 令和10年度までの間に行われるものにあつては1 / 2

		施設における次に掲げる設備（エに掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置校に限り、オからキまでに掲げるものについては設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から50%以上削減できる建物に整備するものに限る。）の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電		
--	--	--	--	--

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領(抄)

(最近改正 令和7年11月19日令和7年度要領第2号)

<助成金名称>

スポーツ振興くじ助成金

<助成対象団体>

都道府県又は市町村（特別区含む）等

<交付対象事業・主な要件>

下表のとおり

助成区分	助成事業の内容		助成割合	助成限度額
大規模スポーツ施設整備助成	Jリーグホームスタジアム整備事業	新設事業	3/4	3,000,000千円
		改修・改造事業		900,000千円
	Jリーグ拠点施設整備事業	新設事業		1,500,000千円
	国民スポーツ大会冬季大会競技会場整備事業	改修・改造事業	3/4	525,000千円
地域スポーツ施設	総合型地域スポーツクラブ活動拠点（クラブ	新設事業	4/5	60,000千円

設整備助成	ハウス) 整備事業(※)		改造事業	3 / 4	11,250 千円
	グラウンド芝生化事業	芝生化新設事業		4 / 5	48,000 千円
		芝生化改設事業		3 / 4	30,000 千円
		天然芝維持活動事業		2 / 3	1,333 千円
	スポーツ施設等整備事業	スポーツ競技施設等の整備		2 / 3	20,000 千円
		学校開放事業によるスポーツ活動に供する施設等の整備			
		スポーツ競技施設の大規模改修等			100,000 千円

※ 都道府県は対象外

【参考】

「新設」・・・ 新たに施設を造る工事

「増設」・・・ 既存施設を補完する施設を当該施設に隣接して新たに造る工事

「改設」・・・ 既存施設の全部を取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

「改修」・・・ 既存施設の一部について、従前と同一の状態（構造、規模、機能が概ね同じ状態であることを指す。）に造りなおす工事

「改造」・・・ 既存施設の一部について、従前と異なる状態に造りかえる工事（施設機能の拡充のための設備等の設置を含む。）

「令和8年度スポーツ振興くじ助成金申請の手引」より

3 競技力向上事業の推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 スポーツ推進本部)

- (1) 「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている選手についても、オリンピック・パラリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、関係機関と調整を図ること。
- (2) パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍を目指すアスリートの競技力向上のため、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」について、アスリートの利用の利便性向上を図ること。

<現状・課題>

- (1) 他の先進国では、国を挙げてアスリートの総合的な支援・育成に取り組むことで、国際大会で好成績を残すなど成果を上げている。こうした中で、都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、東京からより多くの日本代表選手を輩出できるよう競技力向上策を進めているが、世界で活躍できる選手の育成においては、より高度なトレーニング環境や最先端のスポーツ医・科学に関する知見の提供が重要である。そのため、東京都の競技団体などが「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」を利用することができるよう国の支援が必要である。
- (2) 都は、「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、パラスポーツ振興について、一般スポーツと一体的に取り組んでいるところである。具体的には、パラスポーツの裾野の拡大を図るとともに、パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍する東京の選手を一人でも多く輩出できるよう、アスリートの発掘や都競技団体の競技力強化のための取組支援等を進めている。

国においても、平成 27 年 10 月にスポーツ庁が発足したことで東京 2020 大会に向けて選手強化に取り組む体制が整備され、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築が進められた。例えば、パラリンピック強化選手等の「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」のオリンピック強化選手等との共同利用が進むなど、パラアスリートを取り巻く環境は少しずつ改善されてきている一方で、地域にはパラスポーツ特有の用具を備えた施設が少ないことや、施設のバリアフリー化が十分でないなど、依然としてパラアスリートが日常的に練習できる場所が不足している。都においては、令和 5 年にパラスポーツの競技力向上の拠点となり、

障害のある人もない人もパラスポーツに親しむことのできる場ともなる東京都パラスポーツトレーニングセンターを開所したが、国においてもパラアスリートが専門的なトレーニングを継続的に行えるよう、積極的な取組を進めていくことが必要である。

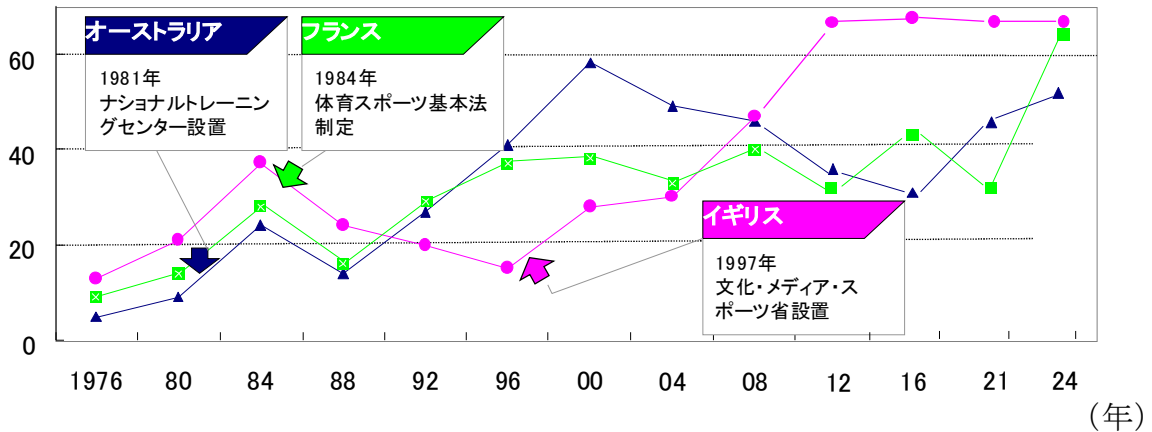
<具体的要求内容>

- (1) 東京から日本代表選手を輩出する取組を強力に進めていくためには、選手の練習環境を整備することが不可欠である。このため、トップレベル競技者専用のトレーニング施設である「ナショナルトレーニングセンター」や、科学、医学情報面で競技者育成をサポートする機能を持つ「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている将来有望な選手についても、オリンピック・パラリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）その他の関係機関との調整を図ること。
- (2) パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍を目指すアスリートの競技力向上のため、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」について、引き続きオリンピック競技と同様に定期的に利用できるようにするなど利便性の向上を図るとともに、身近な地域で競技力向上に資する専門的なトレーニングが実践できるよう、支援の検討に取り組むこと。

参 考

(1) 各国の夏季オリンピックメダル獲得数とスポーツ施策

(個)



(2) ナショナルトレーニングセンター (National Training Center)

利用対象 : JOCの強化指定選手、JPCの強化指定選手及び各中央競技団体の推薦を受けた強化選手

メリット : 各競技の専用トレーニング拠点を持つことで国際競技力の向上をより一層図りやすくなるとともに、複数競技のトレーニング場を1箇所に集約することで競技団体間の連携を積極的に推進できる。

(3) 国立スポーツ科学センター (Japan Institute of Sports Sciences)

利用対象 : JOC、JOCに加盟する競技団体、JPC、JPC強化指定選手、その他センターが認めた者

メリット : スポーツに関する科学、医学、情報面の総合的な研究支援の拠点を持つことで、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の開発やスポーツ障害などに対する医学的なサポート、スポーツに関する各種情報の収集・分析・蓄積・提供などを一体として実施できる。

4 パラスポーツの推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 スポーツ推進本部)

- (1) パラスポーツの理解促進・普及啓発について、積極的に取り組むこと。
- (2) パラスポーツ競技団体の活動支援に当たり、各団体の体制や基盤強化に資する取組を行うこと。
- (3) パラリンピック等のメダリストへの報奨金の増額を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会及び東京 2025 デフリンピックの開催を通じて、障害の有無にかかわらずスポーツが持つ無限の可能性に触れる機会が広がり、国民の共生社会に対する理解と関心は一層高まった。
大会を契機として進展した共生社会実現に向けた取組をさらに加速させるためには、デフスポーツを含むパラスポーツに対する国民の理解がより一層深まるよう、積極的な取組が望まれる。
このため、国においては、様々なパラスポーツが着実に社会に根付いていくよう、国民のパラスポーツに対する興味・関心を高めるための継続的かつ効果的な情報発信や普及啓発に取り組む必要がある。
- (2) パラスポーツの振興を競技面から支える存在である競技団体は、競技の普及から選手育成、大会運営など多岐にわたる役割を担い、多くの方にスポーツの機会を提供している。東京 2020 パラリンピック競技大会に向けては、平成 25 年からパラリンピックサポートセンター（現日本財団パラスポーツサポートセンター）が開設され、オフィスの提供などが行われたことで、競技団体を取り巻く環境は改善されてきた。また、都としても東京ゆかりのパラアスリートや都域を統括する競技団体への経費支援のほか、東京 2025 デフリンピックに向けては、競技力や都民の関心向上を目的に、デフスポーツ中央競技団体が都内で実施する強化合宿や普及啓発活動等に対しても、財政的支援を行い、令和 8 年度からパラスポーツ中央競技団体にも対象を拡大したところである。しかし、依然として、パラスポーツ競技団体の多くは、人員、財政ともに厳しい状況にあり、国際大会出場を目指す選手発掘のための機会創出や、競技人口を増やすための広報活動などまで手が回らず、次世代の選手の育成・強化についても十分に行うことができていない。
こうした状況を踏まえ、各競技団体が本来の役割である競技力向上に注力するためにも競技団体への支援については、国が積極的に取り組んでいく必要がある。
- (3) パラリンピックメダリストへの報奨金については、平成 20 年北京パラリンピックから始まり、平成 30 年平昌大会から金額が引き上げられた。しか

し銀メダル、銅メダルについてはオリンピックメダリストと同額となったものの金メダルについては、オリンピックメダリストへの報奨金とはまだ差がある。また、デフリンピックについては、メダリストへの報奨金制度はない状況である。

国は、東京 2020 パラリンピック競技大会後も、日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピック金メダリストへの報奨金の増額に向けて取り組むとともに、東京 2025 デフリンピックの開催実績を踏まえ、聴覚障害者や知的障害者なども対象にした競技性の高い国際大会でのメダリストについても、同等の措置の検討が求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会及び東京 2025 デフリンピックのレガシーを着実に次世代へ引き継ぎ、デフスポーツを含むパラスポーツへの関心の高まりが一過性のものにとどまることなく社会に定着するよう、様々なパラスポーツの魅力を広く国民に発信し、継続的かつ効果的な普及啓発に取り組むこと。
- (2) パラリンピックやデフリンピックをはじめ、国際大会における日本代表選手の競技力向上のため、選手の発掘・育成・強化の取組やパラスポーツ競技団体の活動拠点や財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。
- (3) 日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピック等のメダリストへの報奨金制度の充実に向けて、積極的に取り組むこと。